

治安維持法改正政府案反對並に
其の改廢請願項目に就いて

今回の治安維持法改正案は昭和八年六月二十一日司法官省議以來刑事局案が公表され其の後二十四日前後二回に亘る具體的討究の結果決定案を見昭和九年八月中旬年第六十五議會に提出され衆議院を通過したる貴族院問行案が兩院協議會の設置を見るに至る等種々の曲折を経て審議未了に終はれる事情を考慮されて第六十七議會に提出通過を期して修正案の決定を見るに至つた。

大體概要の改正要綱は

- 一、國体の變革行為と私有財産制度の否認行為とを全然別條に規定し國體變革行為は特に嚴罰方針を採つた事
- 二、治罪法制定以來當局は柳本に次ぐに檢舉をもつてして共産黨絶滅を期し被檢舉者總數參萬人千餘人以上に達するも黨

再延を企ててあるのを見るのは貯水池たる外郎團體取締規定が明示してなくその檢舉不徹底を餘儀なくされたが爲めであるから改正法は外郎團體取締規定を明文化した事

- イ、思想公判部を各控訴院所在地の地方裁判所に設置し本法違反者の裁判官輪流を該裁判所に移轉する
- ロ、刑の執行猶豫者又は不起訴者は特別取締法を制定して監督制を採る事
- ハ、保護監察規定を設けて左翼傾向分子を保護監督の下に置く

社會情勢と提出の動機（社會局の態度）

一九三五、六年の國際危機に直面して左翼の活動によつて學園一或の精神的結合を動搖せらる事は出々敷一大事である、この表向の提出